

○周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱

(平成15年9月1日制定)

改正 平成16年9月15日改正 平成17年9月12日改正
平成18年11月1日改正 平成19年9月20日改正
平成21年3月31日改正 平成21年10月1日改正
平成22年10月1日改正 平成23年9月28日改正
平成25年9月26日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市が発注する業務委託(測量・建設コンサルタント等業務を除く。以下「業務委託」という。)、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ(以下「物品調達等」という。)の契約に係る周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)第6条第1項に規定する一般競争入札及び同規則第35条第1項に規定する指名競争入札並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項に規定する随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加する者に、必要な資格及び資格審査等に関して必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号の要件を備える者で、競争入札等参加資格に関する市長の審査(以下「資格審査」という。)を受け、第5条に規定する周南市競争入札等参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されているものとする。

- (1) 令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 令第167条の4第2項各号(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当し、入札に参加できない旨の決定を受けた者以外の者
- (3) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを得ている者
- (4) 引き続き1年以上その営業を行っている者。ただし、法人の場合において、その代表者が1年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りでない。
- (5) 資力及び信用が確実な者
- (6) 業務委託にあつては、委託業務について常に責任を持ち、かしによる保証、請求等の事務が完全かつ速やかに履行できる者
- (7) 物品の製造の請負、買入れ等にあつては、販売物品又は修理、加工若しくは製造した物品について常に責任を持ち、かしによる保証、アフターサービス、納品、請求等の事務が完全かつ速やかに履行できる者
- (8) 物品の借入れにあつては、貸し出している物品について常に責任を持ち、かしによる保証、メンテナンス、請求等の事務が完全かつ速やかに履行できる者
- (9) 物品調達等にあつては、物品の種類、数量及び金額の多少にかかわらず安全かつ速やかに配送できる者
- (10) 機械器具物品(家庭用品、事務用品等を含む。)調達等にあつては、技術要員が常駐し、又は販売若しくは貸出し商品のメーカー等のサービス機関と連携契約をして完全なサービスが提供できる者

(11) 書類提出時において、国税及び周南市税の滞納がない者。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(12) その他市が必要とする書類を提出できる者
(資格審査の申請)

第3条 業務委託、物品調達等の契約に係る競争入札等参加資格審査を受けようとする者は周南市競争入札等参加資格審査申請書(業務委託・物品調達等)(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあつては代表者の誓約書及び印鑑登録証明書
- (2) 委任状(別記第2号様式)
- (3) 使用印鑑届(別記第3号様式)
- (4) 本社、営業所等一覧(別記第4号様式)
- (5) 納税証明書
- (6) 決算報告書その他営業状況が確認できる書類
- (7) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあっては、これらを得ていることを証する書類の写し
- (8) 周南市との取引を希望する営業種目(別記第5号様式)
- (9) 取引経歴書(別記第6号様式)
- (10) 業態調書(別記第7号様式)
- (11) その他申請に必要と認められる書類

2 申請書の受付は、入札監理担当課において行う。
(申請書の受付期間)

第4条 申請書の受付期間は、2会計年度ごとに別に定める11月の1箇月間とする。

2 前項で定める以外の受付期間は、別に定める。

3 前2項のほか、特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。
(資格審査、認定、登録及び公表)

第5条 市長は、申請書を受付けたときは、資格審査を行うものとする。

2 資格審査の結果、競争入札等参加資格を有すると認めた者には、認定の通知を行い、名簿に登録するものとする。

3 名簿は、情報公開総合窓口及び周南市ホームページにおいて公表するものとする。
(登録期間)

第6条 登録期間は、当該資格を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

2 登録期間中に新たに追加登録する者の登録期間は、前項に規定する登録期間の残期間とする。

(中間年における書類の提出)

第7条 第5条第2項の競争入札等参加資格を有する者は、中間年で納税証明書を再提出しなければならない。

2 前項の再提出の受付期間、対象となる者その他事務手続については、別に定める。

(申請事項の変更届)

第8条 名簿に登録された者は、次に掲げる事項に該当するときは、遅滞なく競争入札等参加資格審査事項等変更届(別記第8号様式)に当該事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 営業規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 代表者の氏名又は印鑑を変更したとき。
- (5) 所在地を変更したとき。
- (6) 委任状の記載内容に変更を生じたとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。
- (8) 許可、認可等の事項に変更が生じたとき。
- (9) 業態調書の資本等に関する事項及び役員の兼任に関する事項に変更が生じたとき。

(登録の抹消)

第9条 市長は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を抹消することができる。

- (1) 令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至ったとき。
 - (2) 令第167条の4第2項各号(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当し、入札に参加できない旨の決定を受けたとき。
 - (3) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可等の取消しを受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかにその旨を該当者に通知するものとする。

(随意契約参加の特例)

第10条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する名簿に登録されていなくても随意契約に参加することができる。

- (1) 令第167条の2第1項第2号に掲げる場合(プロポーザル方式を除く。)
 - (2) 市長が特に必要と認めた場合
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年9月1日から施行し、第8条の規定は、平成16年4月1日から適用する。
(周南市が発注する新南陽区域に係る業務委託指名競争入札及び見積参加資格等に関する要綱の廃止)
- 2 周南市が発注する新南陽区域に係る業務委託指名競争入札及び見積参加資格等に関する要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の適用の際、周南市が発注する新南陽区域に係る業務委託指名競争入札及び見積参加資格等に関する要綱の規定により、周南市新南陽区域業務委託指

名競争入札及び見積参加業者名簿に登録されている者は、この要綱による改正後の周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る指名競争入札参加資格等に関する要綱の規定により名簿に登録されたものとみなす。この場合において、その登録されたものとみなされる者の登録期間は、平成16年3月31日までの期間とする。

4 改正前の物品調達等に係る指名競争入札参加資格及び登録に関する要綱の規定は、平成16年3月31日までなおその効力を有する。

(適用区分)

5 平成15年度を登録期間とする名簿の登録に関する手続その他の行為においては、改正前の物品調達等に係る指名競争入札参加資格及び登録に関する要綱の規定を適用する。

6 改正後の周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る指名競争入札参加資格等に関する要綱の規定は、この附則において特別の定めがあるもののほか、平成16年度及び平成17年度の2年間を登録期間とする名簿の登録に係る入札参加資格、資格審査申請、資格審査及び登録に関する手続その他の行為から適用する。

附 則(平成16年9月15日改正)

この要綱は、平成16年9月15日から施行する。

附 則(平成17年9月12日改正)

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成18年11月1日改正)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年9月20日改正)

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則(平成21年3月31日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月1日改正)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日改正)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月28日改正)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資

格に関する要綱の規定は、平成26年度及び平成27年度の2年間を登録期間とする名簿の登録に係る入札参加資格、資格審査申請、資格審査及び登録に関する手続その他の行為から適用する。

4 メーカー 取引、特約店、希望する取扱店の種類に係る代理	区分 (○で囲む。)	営業種目No.	メーカー名		
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
	代理店・特約店・取扱店				
5 等がある場合のみ記入	所在地				
	名称				
	電話		ファクシミリ		
	職員数	事務職	技術職		合計
		人	人		人
6 代理人 (支店、営業所等)	所在地				
	名称				
	職及び氏名				
	郵便番号	電話番号		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス				
7 申請担当者	名称				
	所属		氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号		

注 1 2から6までの項目中に該当しない場合は、なしを記入してください。

2 本様式の各項目に記載しきれない場合は、その旨を該当項目欄に記載し、別紙を添付してください。

委任状

年 月 日

(宛先)周南市長

所在地

商号又は名称

代表者職及び氏名

印鑑証明の印

私は、次の者を代理人と定め周南市との下記事項に関する権限を委任します。

記

1 代理人(支店又は営業所の長)

所在地

商号又は名称

役職及び氏名

印

2 委任事項

- (1) 見積及び入札に関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 代金の請求及び受領の件
- (4) 復代理人選任の件
- (5) その他契約に関する一切の件

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで
(ただし、変更が生じた場合は、変更開始の前日まで)

注 代理人(受任者)は、使用印鑑届により届け出ている印鑑を使用してください。

使用印鑑届

年 月 日

(宛先)周南市長

申請者 所在地
(本社又は本店)

商号又は名称


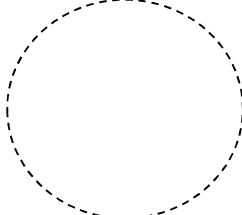
代表者職及び
氏名

印鑑証明の印


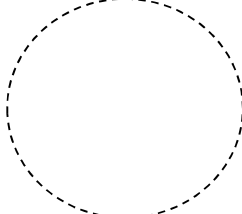
下記の印鑑を見積、入札、契約の締結、代金の請求及び受領のために使用したいので届出をします。

記

1 本社又は本店が周南市と取引する場合

本社又は本店の社印 	本社又は本店の代表者印 
--	---

2 代理人(支店、営業所等)が周南市と取引する場合 ※委任状の提出がある場合

代理人(支店、営業所等)の名称	
代理人の支店、営業所等の社印 	代理人の支店、営業所等の代表者印 

注 1又は2のどちらか、該当する方のみ押印してください。

周南市との取引を希望する営業種目

商号又は名称

業 種	希望 順位	大 分 類		小 分 類	
		番号	種 目	番号	種 目
業務委託	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
物品調達等	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				

注 1 希望する営業種目は業種(業務委託・物品調達等)ごとに、小分類で20種目まで申請できます。
 2 欄の上から希望順に番号及び種目を記入してください。

取引経歴書

※ 業者番号	※ 地域区分	商号又は名称
委託	市・準・県・他	
物品		

※欄は記入しないでください。

(注意)希望小分類ごとに必ず提出してください。

希望順位 (該当する業種を○で囲んでください。)	大分類		小分類	
	番号	種目	番号	種目
[業務委託・物品調達等]				

契約の名称又は取引の種類及び内容 (取引内容を可能な限り具体的に記入してください。)	元請又は 下請の区分	契約相手方の名称	契約金額(総額) (千円)	契約期間
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで
				. . から
				. . まで

注 1 希望順位は、周南市との取引を希望する営業種目の業種(業務委託・物品調達等)ごとの希望順位を記入してください。
 2 申請月の前月から前2年間の官公庁との契約実績(無ければ民間との契約実績)を記入してください。
 3 元請又は下請のどちらかを記入してください。

業 態 調 書

※ 業者番号	※ 地域区分	商号又は名称
委託	市・準・県・他	
物品		

※欄は記入しないでください。

1 資本関係に関する事項

親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社)

商号又は名称	所在地

子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社)

商号又は名称	所在地

2 役員兼任に関する事項

役職名	氏名

兼任先の商号又は名称	役職名

注 1 親会社が6社以上又は子会社が11社以上ある場合には、上から順に関係が近いものを記入してください。
 2 役職名には、代表取締役、取締役(社外取締役を含む。)、管財人又は執行役(代表執行役を含む。)を記載してください。監査役及び執行役員については記載不要です。

種別	業者番号	確認印
物品 03		
工事 04		
測量コン 05		
業務委託 05		

競争入札等参加資格審査事項等変更届

年 月 日

(宛先)周南市長

申請者 郵便番号
(本社又は本店)所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者職及び氏名

印鑑証明の印

下記のとおり変更があったので、関係書類を添えて届出をします。
記

登録業種 (該当する番号を ○で囲むこと。)	1 建設工事	2 測量・建設コンサルタント等	3 業務委託・物品調達等
変更事項 (該当する番号を ○で囲むこと。)	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 所在地 3 商号又は名称 4 代表者の職及び氏名 5 印鑑証明の印 6 使用印鑑 7 代理人の所在地、名称並びに職及び氏名 8 その他()		
変更内容	変更前		使用印鑑
	変更後		使用印鑑
変更年月日	年 月 日		

(添付書類)

変更事項(主なもの)	添付書類(重複する場合の提出は一部のみ)
1 許可番号	許可登録の写し
2 所在地	登記事項証明書(個人は誓約書)又は委任状(該当する場合のみ)
3 商号又は名称	
4 代表者の職及び氏名	
5 印鑑証明の印	印鑑証明書
6 使用印鑑	
7 代理人の所在地、名称並びに職及び氏名	委任状(該当する場合のみ)

注 1 3又は4の項の変更の場合は、フリガナも記入してください。
2 電話番号又はファクシミリ番号の変更は、変更届のみ提出してください。